

船橋市公衆浴場法に基づく衛生に必要な措置等を定める条例施行規則

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、船橋市公衆浴場法に基づく衛生に必要な措置等を定める条例(平成24年船橋市条例第51号。以下「条例」という。)の<u>施行</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(浴槽水の消毒)</p> <p>第2条 <u>条例第4条第28号の規定による浴槽水の消毒は、循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場合は、塩素系薬剤を用いて行うこととする。この場合において、遊離残留塩素濃度は1リットルにつき0.4ミリグラム程度を保ち、かつ、遊離残留塩素濃度は1リットルにつき1ミリグラムを超えないよう努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定は、原湯若しくは原水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原湯若しくは原水の水素イオン濃度が高く塩素系薬剤の効果が減弱する場合又はオゾン殺菌等他の消毒方法を使用する場合であって適切な衛生措置を行うときは、適用しない。</u></p> <p>(オーバーフロー水並びに回収槽の水及び湯を浴用に供することができる場合)</p> <p>第3条 <u>条例第4条第29号ただし書に規定する場合は、回収槽及び還水管(オーバーフロー水を回収槽に集めるための配管をいう。)の内部の清掃及び消毒を行うとともに、回収槽の水及び湯を塩素系薬剤等で消毒する場合をいう。</u></p> <p>(浴槽水等の水質の基準)</p> <p>第4条 (各号列記以外の部分略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質は、次の表の左欄に掲げる項</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、船橋市公衆浴場法に基づく衛生に必要な措置等を定める条例(平成24年船橋市条例第51号。以下「条例」という。)第4条第30号及び第31号の規定に基づき、<u>浴槽水並びに浴槽に使用する水及び湯の水質の基準及び水質検査</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(浴槽水等の水質の基準)</p> <p>第2条 (各号列記以外の部分略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>浴槽に使用する水及び湯の水質は、次の表の左欄に掲げる項目に応じ、同表</u></p>

目に応じ、同表の中欄に掲げる方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定める基準に適合すること。

(表の部分略)

2 (略)

(浴槽水等の水質の検査)

第5条 条例第4条第31号に規定する水質検査は、浴槽水にあつては次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める回数以上、原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水にあつては1年に1回以上行うものとする。

(1)～(3) (略)

(集毛器及び貯湯槽の管理)

第6条 条例第4条第32号の規定による管理は、次に掲げるとおりとする。

(1) 集毛器は、循環ろ過器の前に設置する場合は、毎日清掃を行うこと。

(2) 貯湯槽は、摂氏60度以上に保ち、最大使用時にも摂氏55度以上とすること。ただし、消毒装置を設置し、貯湯槽内の生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行う場合は、この限りでない。

の中欄に掲げる方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定める基準に適合すること。

(表の部分略)

2 (略)

(浴槽水等の水質の検査)

第3条 条例第4条第31号に規定する水質検査は、浴槽水にあつては次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める回数以上、浴槽に使用する水及び湯にあつては1年に1回以上行うものとする。

(1)～(3) (略)